高松市建設工事指名競争入札等業者選定要領

（趣旨）

第１条　この要領は、高松市契約規則（昭和３９年高松市規則第３６号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成３０年高松市規則第３４号）第１００条において読み替えて準用する場合を含む。）及び高松市契約事務処理要綱（昭和４３年高松市庁達第８号。高松市下水道事業契約事務要綱（平成３０年４月１日施行）において読み替えて準用する場合を含む。）に定めるもののほか、市（病院局を除く。）が発注する建設工事（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項の規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る指名競争入札（公募型指名競争入札を除く。）又は随意契約を行う場合において指名する業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

（指名業者の選定）

第２条　指名競争入札を行う場合において指名する業者（以下「指名業者」という。）は、建設工事に係る令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（令和８年高松市告示第５８９号。以下「入札参加資格告示」という。）の定めるところにより令和９・１０年度高松市建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者のうちから、選定するものとする。建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第１条の２第１項の規定による軽微な建設工事（建築一式工事にあっては契約金額が１，５００万円に満たない工事又は延べ面積が１５０平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあっては契約金額が５００万円に満たない工事）についても、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、資格者名簿に登載された者以外の者を選定することができる。

（１）　契約の性質又は目的により、当該契約の履行について法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするもので、当該許可又は認可等を受けた者が少数である場合

（２）　資格者名簿に登載された者に適応者がない場合又は指名する者が少数となることにより、適正な入札の執行が行われないおそれがあり指名する者を追加する必要がある場合

（指名基準）

第３条　前条の規定により指名業者を選定するに当たっては、次の事項（以下「指名基準」という。）に留意するとともに、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏らないようにしなければならない。

（１）　不誠実な行為の有無

（２）　経営状況

（３）　当該工事についての技術的適性

（４）　安全管理の状況

（５）　労働福祉の状況

（６）　品質管理等の状況

（７）　工事成績

（８）　当該工事に対する地理的条件

（９）　手持ち工事の状況

(10)　資格者名簿に登載されてからの年数（財政局契約監理課発注の場合に限る。）

２　指名基準の運用については、別表のとおりとする。

（市内企業への優先発注の方針）

第４条　地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、指名業者の選定に当たっては、市内企業において施工が可能と認められる工事については、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、市内企業を優先するものとする。

２　入札参加資格告示別表に掲げる業種については、入札参加資格告示第４項の格付基準により、設計金額に応じ、これに対応する等級に属する者を選定するものとする。この場合において、市長が必要と認める場合は、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者を選定することができるものとする。

３　前項後段の規定により指名業者を選定する場合において、設計金額に対応する等級以外の等級からの指名業者の数は、当該工事における指名業者総数の２分の１を超えることができない。

４　市内企業において施工が可能と認められない工事又は市内企業のみでは競争性の確保を図ることができない工事については、準市内企業・市外企業の順で、指名の対象を拡大するものとする。

５　第１項及び前項の市内企業、準市内企業及び市外企業とは、次の者をいう。

（１）　市内企業　法人にあっては本店である営業所（建設業法第３条第１項の本店である営業所をいう。以下同じ。）の所在地が高松市内である法人で、高松市内に契約の締結等の権限を有する当該業種に係る営業所（同項の営業所をいう。以下同じ。）を有し、かつ、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１７条の２第８項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあっては住民票の住所が引き続き１年以上高松市内である者（住民票の住所が高松市内である者で、直前の１月１日現在の住民票の住所も高松市内であるものを含む。）で、高松市内に当該業種に係る営業所を有するものをいう。

（２）　準市内企業　法人にあっては本店である営業所の所在地が高松市外である法人で、

高松市内に当該業種に係る営業所を有し契約の締結等の権限を当該営業所に委任し、かつ、地方税法第３１７条の２第８項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあっては高松市内に当該業種に係る営業所を有する者（市内企業に該当する者を除く。）をいう。

（３） 市外企業　それぞれ前２号のいずれにも該当しない者をいう。

（随意契約の相手方の選定）

第５条　随意契約の相手方の選定については、前２条の規定を準用する。

２　随意契約の相手方の選定においては、その理由及び業者選定の理由を明らかにしなければならない。

（秘密の保持）

第６条　業者の選定については、取扱者以外の者に漏れないよう、細心の注意をもって秘密を保持しなければならない。

附　則

この要領は、令和８年１１月１６日から施行する。

別表（第３条関係）

事　　項	指　名　基　準　の　運　用
不誠実な行為の有無	次の事項に該当する場合には、指名しないこと。 （１） 高松市指名停止等措置要綱（平成２４年高松市告示第４０３号）に基づく指名停止期間中であること。 （２） 市発注工事に関し、次に掲げる事項に該当し、かつ、その該当の状態が継続していることにより、契約の相手方として不適当であると認められること。 ア　契約に基づく措置要求に対し、契約の相手方が従わないこと等、契約の履行が不誠実であること。 イ　一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により、契約の相手方の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
経営状況	銀行取引停止、主要取引先からの取引停止、会社更生法又は民事再生法の適用申請等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される場合は、指名しないこと。 なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。

当該工事についての技術的適性	次の事項に該当するかどうかにより、指名の優先度について判断すること。 （1） 当該工事と同種の工事について、相当の実績があること。 （2） 当該工事の施工上必要な技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。 （3） 工事の種別に応じ、当該工事を施工するに足りる技術者を確保できると認められること。 （4） 地形、地質等の自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
安全管理の状況	1 高松市指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。 2 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
労働福祉の状況	賃金不払に関する労働基準監督署等からの通報があり、その状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
品質管理等の状況	ＩＳＯ９０００シリーズ又はＩＳＯ１４００１を認証取得しているかどうかにより、指名の優先度について判断すること。
工事成績	1 制限付き一般競争入札における工事成績に係る入札参加制限との均衡を考慮し、当該制限の適用工事と同規模の工事において、当該制限に該当する場合は、指名しないこと。 2 工事成績が優良であるかどうかにより、指名の優先度について判断すること。
当該工事に対する地理的条件	当該地域での工事の実績等から判断し、当該地域における工事の施工特性に精通し、業種及び工事規模に応じて、当該工事を確実かつ円滑に施工できるかどうかにより、指名の優先度について判断すること。
手持ち工事の状況	1 手持ち工事の保有状況から判断して、当該工事を施工する能力があるかどうかにより、指名の優先度について判断すること。 2 当該年度の指名及び受注状況を考慮し、指名が特定の者に偏らないように配慮すること。
資格者名簿に登載されてからの年数	資格者名簿に登載されて、連続して２年を経過していない場合は、指名しないこと。